○裾野市における廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則

平成8年6月7日 規則第10号 改正 平成16年3月8日規則第5号 平成17年3月31日規則第5号 平成21年6月30日規則第18号 平成23年3月31日規則第9号 平成27年9月18日規則第23号

裾野市における廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則(昭和62年規則第27号)の全部を改正する。

第1条、第2条省略

(ごみステーションの指定に係る申請)

- 第2条の2 条例第11条第2項の規定による申請は、ごみステーション設置等申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて行うものとする。
 - (1) ごみステーション設置承諾書
 - (2) ごみステーション管理誓約書
- 2 前項の申請は、ごみステーションの設置、移動又は廃止しようとする日の14日前までに 行わなければならない。
- 3 市長は、第1項の規定による申請があったときは、指定場所を調査し、適当と認めたと きは、ごみステーションを指定するものとする。

第3条以降省略